

令和4年度 子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

事業概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

対象者

(1)ひとり親世帯

次の①から③までのいずれかに該当する方

- ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当を受けていない方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年2月以降の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

(2)ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯

「(1)ひとり親世帯」以外の方で、下記の①と②の両方に該当する方

- ①令和4年3月31日時点で、18歳未満のお子さん（特別児童扶養手当を受給しているおさんは20歳未満）を養育している父や母など
- ②令和4年度分の住民税均等割が非課税である方、または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となった方

給付額

児童一人当たり一律5万円

予算（見込）額

(1)ひとり親世帯

対象児童数：473名（320世帯）
給付金：23,650千円（5万円×473名）
事務費：1,274千円

(2)ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯

対象児童数：430名（250世帯）
給付金：21,500千円（5万円×430名）
事務費：1,263千円

予算総額：47,687千円

給付スケジュール（予定）

- 令和4年5月下旬 支給対象者の抽出
- 令和4年6月 支給対象者あて案内通知、給付金申請受付・支給開始
- 令和5年2月28日 申請受付終了
- 令和5年3月31日 給付金給付事業終了

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

ひとり親世帯の支援のため、新たな給付金の支給を実施します！

1. 支給対象者

■ 以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※上記②または③に該当する場合であっても、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

■ 支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-400-903 (受付時間：平日9:00～18:00)

■ かすみがうら市 子ども家庭課 児童担当

0299-59-2111、029-897-1111 (内線1173)

0299-56-2309 (直通) (受付時間：平日8:30～17:15)

3. 給付金の支給手続き

■ 令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の①に該当する方）

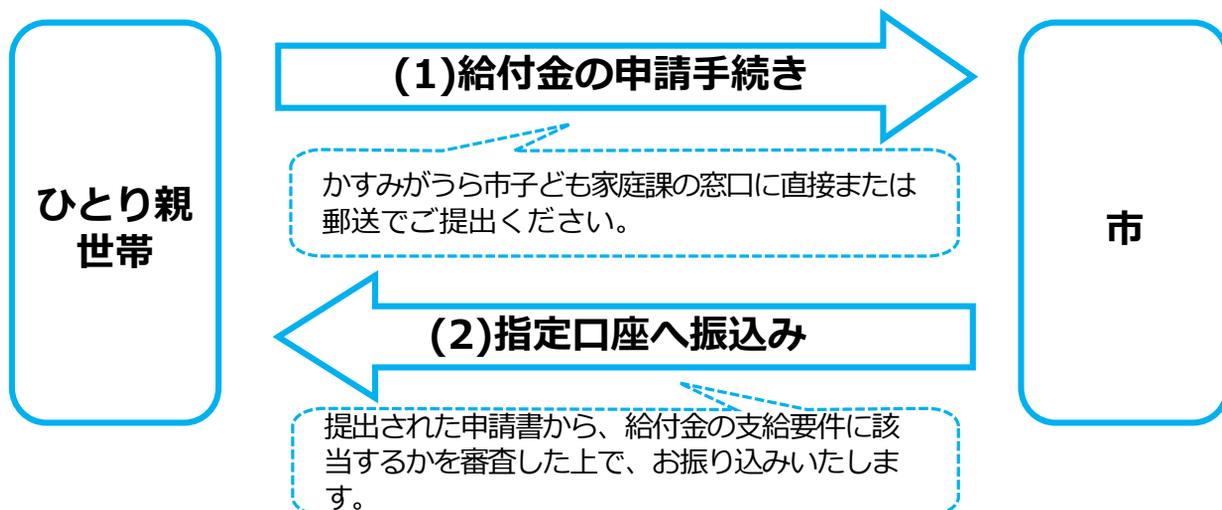
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けた口座にお振り込みいたします。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の受け取りを辞退される方は、届出が必要となります。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込先の指定口座を変更するなどの手続きをお願いします。

■ 上記以外の方（表面1の②又は③のいずれかに該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにかすみがうら市子ども家庭課の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認してご指定の口座にお振り込みいたします。



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話#9110）にご連絡ください。



ひとり親世帯分の給付金を受取済みでない方へ

子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します!

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方

※ **子育て生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)**を受け取った方は除きます。

① 令和4年3月31日時点で
18歳未満の児童(障害児の場合、**20歳未満**)
を養育する父母等

(※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

②

- 令和4年度**住民税(均等割)**が**非課税**の方
または
- 令和4年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

■ 支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。

必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

厚生労働省 コールセンター

電話 : 0120-000-0000

(受付時間:平日9:00~18:00)

かすみがうら市 子ども家庭課 児童担当

電話 : 0299-59-2111 / 029-897-1111 (内線1173)

0299-56-2309 (直通)

(受付時間:平日8:30~17:15)



3.給付金の支給手続き

I. 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、住民税非課税の方

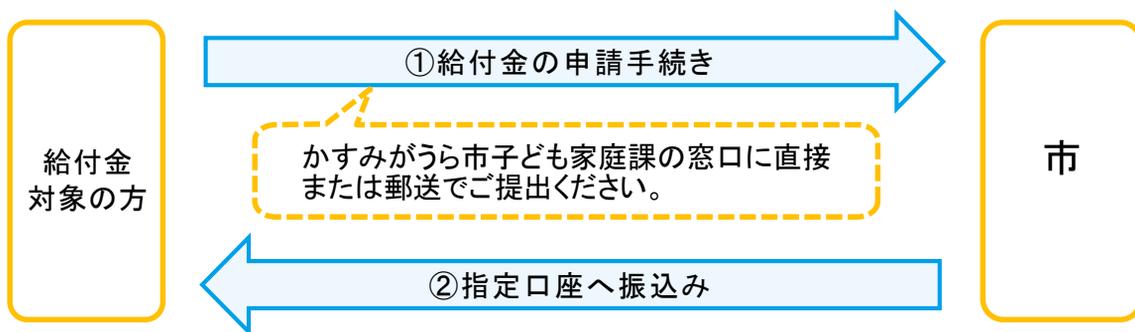
- ▶ 給付金は、**申請不要**です。
- ▶ 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている口座にお振り込みいたします。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。
- ※ 児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出るおそれがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II. 上記以外の方（例：高校生のみ養育している方、収入が急変した方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにかすみがうら市子ども家庭課の窓口**に直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認してご指定口座にお振り込みいたします。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。